

平成二十年国家公安委員会規則第二十号

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第五條第一項第二号イ、ロ及びハ、第六條第一項並びに第十條の規定に基づき、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

（対象犯罪行為により残った障害）

第一条 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号。以下「法」という。）第五條第一項第二号イ、ロ及びハの国家公安委員会規則で定める障害は、次の各号に定めるものとする。

一 法第五條第一項第二号イの国家公安委員会規則で定める障害 法第二條第一項に規定する対象犯罪行為（以下単に「対象犯罪行為」という。）により残った障害であつて、別表に定める障害等級（以下単に「障害等級」という。）の第一級又は第二級に該当する障害（当該障害により、常時又は随時介護を要する状態にあるものに限る。）

二 法第五條第一項第二号ロの国家公安委員会規則で定める障害 対象犯罪行為により残った障害であつて、障害等級の第一級若しくは第二級に該当する障害（当該障害により、常時又は随時介護を要する状態にあるものを除く。）又は障害等級の第三級に該当する障害

三 法第五條第一項第二号ハの国家公安委員会規則で定める障害 対象犯罪行為により残った障害であつて、障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する障害

四 障害等級に該当する障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。

五 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち対象犯罪行為により障害が残った者又は対象犯罪行為により障害が残った者であつて対象犯罪行為により死亡した者の遺族に最も有利なものによる。

三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請）

第二条 オウム真理教犯罪被害者等給付金（法第三條第一項に規定する給付金をいう。以下同じ。）の支給については、オウム真理教犯罪被害者等（法第二條第一項に規定するオウム真理教犯罪被害者等をいう。以下同じ。）又は法第三條第二項に規定する遺族は、法第六條第一項の規定に基づき裁定の申請をしようとするときは、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書（様式第一号）をその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書には、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第八條第四項に規定する記録等その他の資料を用いる等により、公安委員会がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 対象犯罪行為により死亡した者の遺族に掲げる書類

イ 当該死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡した者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ロ 申請者の氏名、生年月日、本籍及び当該死亡した者との続柄に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

二 対象犯罪行為により障害が残った者、負傷又は疾病の症状が固定したとき及び固定した日並びにその固定したときにおける身体上の障害の部位及び状態（当該障害が残った者が当該障害により介護を要する状態にある場合にあっては、その必要の程度を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

三 対象犯罪行為により傷病を負った者、負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であつて、当該負傷又は疾病が法第五條第一項第三号イ又はロに該当することを証明することができるもの

四 対象犯罪行為により障害が残った者であつて対象犯罪行為によらないで死亡した者の遺族 第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる書類

五 対象犯罪行為により傷病を負った者であつて対象犯罪行為によらないで死亡した者の遺族 第一号イ及びロ並びに第三号に掲げる書類

3 オウム真理教犯罪被害者等又は法第三條第二項に規定する遺族が法第六條第三項の規定の適用を受けようとするときは、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書には、法第六條第三項に規定するやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類を添付しなければならない。

4 第一項の規定による公安委員会に対するオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書の提出は、その者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に関する処分等の通知等）

第三条 公安委員会は、法第七條第一項の規定によりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定を行ったときは、法第八條第三項の規定に基づき申請を却下したときは、速やかに、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（様式第二号）又はオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（様式第三号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定による通知（オウム真理教犯罪被害者等給付金を支給する旨の通知に限る。）をするときは、申請者に対し、併せてオウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書（様式第四号）を交付するものとする。

（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支払の請求）

第四条 オウム真理教犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第二項に規定するオウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書を国に提出して行わなければならない。

（書類の保存）

第五条 オウム真理教犯罪被害者等給付金に関する書類は、その取扱いが完結した日から五年間保存するものとする。

この規則は、法の施行の日（平成二十年十二月十八日）から施行する。

附則（平成二十八年二月二日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十八年三月一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（令和元年五月二四日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）抄

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（施行期日）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附則（令和二年二月二八日国家公安委員会規則第一三三号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一三三三号）

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別表（第一条関係）
身体上の障害

等級	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級
第一級	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したものの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を 残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、 常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を全廃したもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以 下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を 残し、随時介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、 随時介護を要するもの 五 両上肢を手関節以上で失ったもの 六 両下肢を足関節以上で失ったもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以 下になったもの 二 咀嚼又は言語の機能を廃したものの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を 残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、 終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失ったもの	一 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残す もの 三 両耳の聴力を全く失ったもの 四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両手の手指の全部の用を廃したもの 七 両足をリストラフ関節以上で失ったもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下 になったもの 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を 残し、特に軽易な労務以外の労務に服するこ とができないもの 三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、 特に軽易な労務以外の労務に服することがで きないもの 四 一上肢を手関節以上で失ったもの 五 一下肢を足関節以上で失ったもの

第六級	第七級
一 両眼の視力が〇・一以下になったもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残す もの 三 両耳の聴力が耳に接しなれば大声を解 することができない程度になったもの 四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四 センチメートル以上の距離では普通の話し を解することができない程度になったもの 五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残す もの 六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃し たもの 七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃し たもの 八 一手の五の手指又は母指を含み四の手指 を失ったもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下 になったもの 二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の 距離では普通の話しを解することができない 程度になったもの 三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一 メートル以上の距離では普通の話しを解する ことができない程度になったもの 四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、 軽易な労務以外の労務に服することができな いもの 五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な 労務以外の労務に服することができないもの 六 一手の母指を含み三の手指を失ったもの 七 一手の母指以外の四の手指を失ったもの 八 一足をリストラフ関節以上で失ったもの 九 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残 すもの 十 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残 すもの 十一 両足の足指の全部の用を廃したもの 十二 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 十三 両側の睾丸を失ったもの

第八級	第九級
一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇 二 以下になったもの 三 脊柱に運動障害を残すもの 四 一手の母指を含み二の手指を失ったもの 五 又は母指以外の三の手指を失ったもの 六 一手の母指を含み三の手指の用を廃した もの又は母指以外の四の手指の用を廃した もの 七 一下肢を五センチメートル以上短縮した もの 八 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃し たもの 九 一下肢に偽関節を残すもの 十 一足に偽関節を残すもの 十一 一足の足指の全部を失ったもの	一 両眼の視力が〇・六以下になったもの 二 一眼の視力が〇・〇六以下になったもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を 残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残 すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では 普通の話しを解することができない程度にな ったもの 八 一耳の聴力が耳に接しなれば大声を解 することができない程度になり、他耳の聴力 が一メートル以上の距離では普通の話しを解 することが困難である程度になったもの 九 一耳の聴力を全く失ったもの 十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、 服することができない労務が相当な程度に制限 されるもの 十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服す ることができない労務が相当な程度に制限さ れるもの 十二 一手の母指又は母指以外の二の手指を 失ったもの 十三 一手の母指を含み二の手指の用を廃し たもの又は母指以外の三の手指の用を廃した もの 十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指 を失ったもの 十五 一足の足指の全部の用を廃したもの

第十級	第十一級	第十二級
一 生殖器に著しい障害を残すもの 二 一眼の視力が〇・一以下になったもの 三 正面視で複視を残すもの 四 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 五 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 六 両耳の聴力が一メートル以上の距離では 普通の話しを解することが困難である程度に なったもの 七 一耳の聴力が耳に接しなれば大声を解 することができない程度になったもの 八 一手の母指又は母指以外の二の手指の用 を廃したもの 九 一下肢を三センチメートル以上短縮した もの 十 一足の第一の足指又は他の四の足指を失 ったもの 十一 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著 しい障害を残すもの 十二 一下肢の三大関節中の一関節の機能に 著しい障害を残すもの	一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運 動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すも の 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では 小声を解することができない程度になったも の 六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の 距離では普通の話しを解することができない 程度になったもの 七 脊柱に変形を残すもの 八 一手の示指、中指又は環指を失ったもの 九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の 用を廃したもの 十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の 遂行に相当な程度の支障があるもの	一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運 動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すも の 三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 四 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に 著しい変形を残すもの

第六十級	第三十級	第十級
<p>六 一 上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一 下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に変形を残すもの</p> <p>九 一手の小指を失ったもの</p> <p>十 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>十一 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</p> <p>十二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</p> <p>十三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>十四 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>十五 女子の外貌に醜状を残すもの</p>	<p>一 一眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>五 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>八 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>十 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</p> <p>十一 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p>	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p>

七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの

八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの

九 局部に神経症状を残すもの

十 男子の外貌に醜状を残すもの

備考
一 視力の測定は、万国式試視力表による。

二 屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。

三 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

六 各障害等級の障害に該当しない障害であつて、各障害等級の障害に相当すると認められるものは、当該障害等級に該当する障害とする。

七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの

八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの

九 局部に神経症状を残すもの

十 男子の外貌に醜状を残すもの

様式第1号 (第2条関係)

様式第1号 (第2条関係) (労働者健康安定推進法第2条第1項第3号において規定する「労働者健康安定推進法第2条第1項第3号」)

オウム鳥害被害者等労務安全高度化推進員

氏名		性別		職名		年令	
〒		市町村		都道府県		住居	
住所							
学歴							
職歴							
健康保険							
労働者健康安定推進法第2条第1項第3号に該当する障害							
障害の種類							
障害の程度							
障害の有無							
障害の発生年月							
障害の発生場所							
障害の原因							
障害の経過							
障害の認定							
障害の再発							
障害の回復							
障害の予防							
障害の対応							
障害のその他							

（備考）

1 この様式は、オウム鳥害被害者等労務安全高度化推進員（以下「労働者健康安定推進員」という。）が、労働者健康安定推進法第2条第1項第3号に規定する「労働者健康安定推進法第2条第1項第3号」に該当する障害の有無を調査し、その結果を労働者健康安定推進法第2条第1項第3号に規定する「労働者健康安定推進法第2条第1項第3号」に規定する様式に記入して提出することとする。

2 この様式は、労働者健康安定推進法第2条第1項第3号に規定する「労働者健康安定推進法第2条第1項第3号」に該当する障害の有無を調査し、その結果を労働者健康安定推進法第2条第1項第3号に規定する「労働者健康安定推進法第2条第1項第3号」に規定する様式に記入して提出することとする。

3 この様式は、労働者健康安定推進法第2条第1項第3号に規定する「労働者健康安定推進法第2条第1項第3号」に該当する障害の有無を調査し、その結果を労働者健康安定推進法第2条第1項第3号に規定する「労働者健康安定推進法第2条第1項第3号」に規定する様式に記入して提出することとする。

様式第4号（第3条関係）

（表）

イラム基礎教職課程修業者等給付金支給決定書		
年	月	日
警察庁支出官 殿		
アキボウ 様 様		
下記によりイラム基礎教職課程修業者等給付金の支給を決定します。		
確定金額		
①	確定金額	年
②	確定金額	年
③	確定金額	年
④	確定金額	年
⑤	確定金額	年
⑥	確定金額	年
⑦	確定金額	年
⑧	確定金額	年
⑨	確定金額	年
⑩	確定金額	年

（イラム基礎教職課程修業者等給付金）

- （裏）
- 注記
- 「確定金額」には、イラム基礎教職課程修業者等給付金支給決定通知書に記載されている「給付金」を記入してください。
 - 「確定金額」には、イラム基礎教職課程修業者等給付金支給決定通知書に記載されている確定金額及び確定年月日を記入してください。
 - この欄は、「イラム」から、まてらるるを決定するものとして記入してください。その記入を「イラム」で記入してください。記入しを決定する銀行又は口座の名前は、正確に記入してください。なお、「イラム」の欄は、銀行又は口座の名前が記入されている場合は記入してください。
 - この欄は、下記欄に記入してください。なお、下記の欄は警察庁の欄の欄です。警察庁の欄は記入する必要はありません。
確定金額000-0000
- この欄は警察庁の欄です。警察庁は連絡先を記入してください。